第二十三期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部

流動資産	二一、三八八
固定資産	九〇九
資産合計	二二、二九七
負債及び純資産の部	
流動負債	七、八七一
固定負債	五〇八
株主資本	一三、九一八
資本金	五〇
利益剰余金	一三、八六八
その他利益剰余金	一三、八六八
（うち当期純利益）	（三、一四二）
負債及び純資産合計	二二、二九七

平成二十九年六月二十二日

福岡県北九州市戸畑区中原四六番地五九

日鉄住金環境プラントソリューションズ

株式会社　代表取締役社長　日外　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道厚岸郡厚岸町大字真龍町番外地、最後の住所北海道釧路市鶴丘四二番地の一　鶴が丘学園　被相続人　亡　簑島　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

北海道釧路市北大通六丁目一番七号　高橋ビル三階　たかはた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高畑　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿五丁目四七六番地、最後の住所東京都府中市武蔵台二丁目九番地の二府中療養センター内　被相続人　亡　林　英昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所東京都八王子市明神町四丁目一番九号シャンボール八王子六〇三号室南多摩桑都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井二丁目二〇番、最後の住所東京都港区高輪一丁目一四番一五―三〇八号　被相続人　亡　岩崎　隆弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前五丁目二九番地、最後の住所東京都渋谷区神宮前五丁目一八番八号　被相続人　亡　稲葉　光江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所東京都港区赤坂四―九―一七赤坂第一ビル一階いちょう坂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区蒲田本町一丁目六番地、最後の住所東京都大田区蒲田本町一丁目四番一〇号　被相続人　亡　森　志津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区西荻北四丁目一一四番地、最後の住所東京都杉並区西荻北四丁目三三番四号　被相続人　亡　木原　芳治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区石神井台七丁目七九六番地、最後の住所東京都中野区鷺宮四丁目五番六号　被相続人　亡　田村真由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

東京都千代田区神田神保町三丁目二三番地新聞之新聞ビル三〇五号室菅野綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区上落合二丁目五一〇番地、最後の住所横浜市港北区錦が丘七番二四号マック菊名コート三〇五号室　被相続人　亡　内藤　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

横浜市中区本町二―一二損保ジャパン日本興亜横浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　野木　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市宇奈月町愛本新二〇三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野崎　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

富山県砺波市宮沢町一番五一号アイビジョン二―Ａ　となみ野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市八二七七番地、最後の住所静岡県島田市稲荷三丁目八番二号　被相続人　亡　杉本　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

事務所静岡県島田市幸町一番の四

相続財産管理人　司法書士　岩本　訓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市阿児町鵜方三〇一九番地四、最後の住所三重県志摩市阿児町鵜方五二一六番地サービス付高齢者向け住宅だんらん2　被相続人　亡　黒田小智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

三重県志摩市志摩町和具四一四五番地一四

相続財産管理人　浦口　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区金岡町八一〇番地、最後の住所三重県多気郡多気町相可一〇二二番地メゾンウイングＢ二〇一　被相続人　亡　森　隆弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月十二日

三重県松阪市高町五一二番地一六

相続財産管理人　司法書士　後藤　慶法